

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課

畜産課

|                  |  |          |            |
|------------------|--|----------|------------|
| 法令名              | 肉用子牛生産安定等特別措置法   | 法令番号     | 法律第 9 8 号  |
| 手続名              | 業務規程の変更  | 根拠条項     | 第 8 条第 1 項 |
| 審<br>査<br>基<br>準 | <p>○指定協会は、業務規程を変更しようとするときは、農林水産省令で定める手続に従い、県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>○業務規程の変更に係る内容は、第 7 条第 3 項第 2 号及び第 3 号の要件に適合していなければならない。</p> <p>&lt; 第 7 条第 3 項第 2 号 &gt;<br/>申請者の業務規程に県の区域内で生産される肉用子牛のすべてが申請者と生産者補給金交付契約を締結することができることと認められること。</p> <p>&lt; 第 7 条第 3 項第 3 号 &gt;<br/>申請者の業務規程において、第 1 0 条の確認に関する事項、生産者積立金の積立及びこれに要する負担金の納付に関する事項、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付方法に関する事項その他農林水産省令で定める事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。</p> |          |            |
| 受付<br>機関         | 畜産課  | 処理<br>機関 | 畜産課        |
|                  |  | 交付<br>機関 | 畜産課        |
|                  |  | 標準処理期間   | 3 0 日      |
|                  |  | 標準経由期間   | 日          |
|                  |  |          | 目次         |